



# 山形県公報

平成29年4月1日(土)

号 外 (13)

## 目 次

### 規 則

- 山形県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人 事 課) … 1
- 地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… ( 同 ) … 8
- 地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則…………… ( 同 ) …同

### 訓 令

- 行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令…………… ( 同 ) …同
- 山形県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令…………… ( 同 ) … 9
- 山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令…………… ( 同 ) …10
- 附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令…………… ( 同 ) …14

## 規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第22号

#### 山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則(昭和39年4月県規則第35号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第1款の3 観光経済交流局の分掌事務」を「第2款 課の分掌事務」に、「第6目 商工労働観光部第2款 課の分掌事務」

各課の分掌事務」を「第6目 商工労働部各課の分掌事務」に、「第7目」を「第8目」に、「第8目」を「第9目」に、「商工労働観光部所管」を「商工労働部所管」に改める。

第8条第6号中「商工労働観光部」を「商工労働部」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 観光文化スポーツ部

第8条の2第2項を削る。

第9条第1項の表総務部の項中 

秘書広報課	秘書担当、調整担当、広聴担当
-------	----------------

 を

秘書課	秘書担当、調整担当、広聴担当
広報推進課	報道担当、県政広報担当、広報戦略担当

 に改め、同表企画振興部の項中

県民文化課	文化振興担当、県民活動推進担当
市町村課	予算担当、行政係、財政係、理財係、税政係、地域振興担当

を

市町村課	予算担当、連携推進担当、行政係、財政係、理財係、税政係、地域振興担当
------	------------------------------------

に改め、

交通政策課
-------

を

総合交通政策課
---------

に、

情報企画課
-------

を

情報政策課
-------

に、「情報企画担当、電子県庁企画担当、基幹

ネットワーク・セキュリティ担当」を「ICT企画担当、電子県庁・基幹ネットワーク担当」に改め、同表子育て推進部の項中

「母子父子福祉担当」を「家庭福祉担当」に、

若者支援・男女共同参画課
--------------

を

若者活躍・男女共同参画課
--------------

に、「青少年育成・若者支

援担当」を「青少年育成・若者活躍担当」に改め、同表商工労働観光部の項中

商工労働観光部
---------

を

商工労働部
-------

に、

「県産品振興担当」を「県産品振興担当、ふるさと産業振興担当」に改め、「労政担当、」を削り、「職業能力開発担当」を「産業人材育成担当」に改め、同項の次に次の1項を加える。

観光文化スポーツ部	観光立県推進課	庶務係、企画調整担当、観光振興担当、戦略的誘客担当
	インバウンド・国際交流推進課	インバウンド推進担当
	経済交流課	経済交流担当
	県民文化スポーツ課	文化振興担当、県民活動推進担当、日本遺産・文化財活用担当、スポーツ振興・地域活性化担当

第9条第1項の表農林水産部の項中

農政企画課	庶務係、企画担当、事業推進担当、農林水産業活性化担当、農山漁村振興担当
-------	-------------------------------------

を

農政企画課	庶務係、企画担当、事業推進担当、農林水産業所得向上担当、農山漁村振興担当
農業経営・担い手支援課	構造政策担当、担い手交流担当、農業経営支援担当、金融担当

に改め、「流通対策担当」を削り、

「米政策推進担当」を「雪若丸ブランド戦略推進担当、生産戦略担当、米政策推進担当」に、「事業調整担当」を「園芸団地推進担当」に改め、「水産調整担当」を削り、同表県土整備部の項中「災害経理担当」を削り、同条第3項を削り、同条第4項の表中

課名	課内室名	係・担当名
秘書広報課	広報室	報道担当、広報担当
県民文化課	山形駅西口拠点 施設整備推進室	
	スポーツ振興・ 地域活性化室	

を

課名	課内室名	係・担当名
----	------	-------

に、

技能五輪・アビ リンピック推進 室	総務調整担当、競技運営担当
-------------------------	---------------

を

正社員化・働き 方改革推進室	
-------------------	--

に、

農政企画課	農業経営・担い 手支援室	構造政策担当、農業経営支援担当、金融担当
	団体検査指導室	農業団体指導担当、農業団体検査担当

を

県民文化スポー ツ課	山形駅西口拠点 施設整備推進室	
農政企画課	団体検査指導室	農業団体指導担当、農業団体検査担当
6次産業推進課	農産物流通販売 推進室	流通販売推進担当、輸出推進担当

に、

「県土整備推進室」を「県土強靱化推進室」に改め、同項を同条第3項とする。

第11条第2項の表中「指導・システム担当」を「企画指導・システム担当」に改める。

第12条第2号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、同条第6号中「商工労働観光部」を「商工労働部」に改め、同号ホ及びヘを削り、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 観光文化スポーツ部
  - イ 観光に関する事項
  - ロ 国際交流に関する事項
  - ハ 経済交流に関する事項
  - ニ 文化振興及び県民活動に関する事項
  - ホ スポーツによる地域活性化に関する事項

第1款の3を削る。

第13条第1項第1号中「秘書広報課」を「秘書課」に改め、同号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、同項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号ル中「秘書広報課」を「秘書課、広報推進課」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 広報推進課
  - イ 県政の広報に関すること

第13条第2項を削る。

第14条第1項第2号を削り、同項第3号中ヨをタとし、カをヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 県と市町村との連携の推進に関すること

第14条第1項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「交通政策課」を「総合交通政策課」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「情報企画課」を「情報政策課」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、同条第2項を削る。

第15条の2第1号ヌ中「若者支援・男女共同参画課」を「若者活躍・男女共同参画課」に改め、同条第2号中ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 子どもの貧困対策に関すること

第15条の2第3号中「若者支援・男女共同参画課」を「若者活躍・男女共同参画課」に改める。

「第6目 商工労働観光部各課の分掌事務」を「第6目 商工労働部各課の分掌事務」に改める。

第17条の見出し中「商工労働観光部」を「商工労働部」に改め、同条第1項中「商工労働観光部」を「商工労働部」に改め、「（観光経済交流局各課を含む。）」を削り、同項第3号ワを削り、同項第5号中ルを削り、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、チの前に次のように加える。

ト 労働者の処遇改善に関すること

第17条第1項第5号に次のように加える。

ワ 産業人材の育成に関すること

第17条第1項第6号から第8号までを削り、同条第2項中「同項第5号リからルまで」を「同項第5号イからトまで」に、「技能五輪・アビリンピック推進室」を「正社員化・働き方改革推進室」に改め、「インバウンド・国際交流推進課の分掌事務のうち同項第7号ニからリまでに掲げる事務は国際交流室で」を削る。

第2章第2節第2款中第8目を第9目とし、第7目を第8目とし、同目の前に次の1目を加える。

第7目 観光文化スポーツ部各課の分掌事務

（観光文化スポーツ部各課の分掌事務）

第17条の2 観光文化スポーツ部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 観光立県推進課

- イ 観光、文化及びスポーツに関する施策の総合企画、調整及び推進に関すること
- ロ 観光基本計画に関すること
- ハ 魅力ある観光地域づくりの推進に関すること
- ニ 戦略的な誘客施策の展開に関すること
- ホ 観光産業の振興による地域活性化に関すること
- ヘ 旅行業に関すること
- ト グリーン・ツーリズムの推進に関すること
- チ 国民宿舎、県民の海・プール及び観光情報センターの管理に関すること
- リ 部内の庶務に関すること
- ヌ 部内の連絡調整に関すること
- ル その他部内他課の所掌に属しない事務に関すること

(2) インバウンド・国際交流推進課

- イ 国際観光に関する施策の総合企画、調整及び推進に関すること
- ロ 外国人の来訪促進に関すること
- ハ 通訳案内業に関すること
- ニ 国際化に関する施策の総合企画及び調整に関すること
- ホ 国際交流の推進に関すること
- ヘ 国際協力に関すること
- ト 海外渡航及び海外移住に関すること
- チ 外国との渉外に関すること
- リ 国際交流センターの管理に関すること

(3) 経済交流課

- イ 経済交流の促進に関すること
- ロ 物流活性化に関すること

(4) 県民文化スポーツ課

- イ 文化振興に関する施策の総合企画、調整及び推進に関すること
- ロ 県民活動の総合的な推進に関すること
- ハ 山形駅西口拠点施設の整備に関すること
- ニ プロスポーツの支援に関すること
- ホ スポーツを通じた地域活性化に関する施策の総合企画、調整及び推進に関すること
- ヘ 県民会館、郷土館及び県政史緑地の管理に関すること

2 インバウンド・国際交流推進課の分掌事務のうち前項第2号ニからリまでに掲げる事務は国際交流室で、県民文化スポーツ課の分掌事務のうち同項第4号ハに掲げる事務は山形駅西口拠点施設整備推進室で所掌する。

第18条第1項第1号中ニからヲまでを削り、ワをニとし、カをホとし、ヨをへとし、タをトとし、レをチとし、ソをリとし、ツをヌとし、同項中第10号を第11号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号ハ中「流通対策」を「流通、販売対策」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 農業経営・担い手支援課

- イ 農業者の育成指導及び新規就農の促進に関すること
- ロ 農業者の経営発展支援に関すること
- ハ 農業構造の確立に関すること
- ニ 農地及び採草放牧地の権利移転及び転用の制限に関すること
- ホ 農地及び採草放牧地の利用関係の調整に関すること
- ヘ 農業経営基盤の強化の促進に関すること
- ト 農業委員会ネットワーク機構及び農業委員会に関すること
- チ 集落営農の推進に関すること
- リ 農業金融及び水産業金融に関すること

第18条第2項中「前項第1号ニからヲまでに掲げる事務は農業経営・担い手支援室で、」を削り、「同号ワからヨまで」を「前項第1号ニからヘまで」に、「所掌する」を「、6次産業推進課の分掌事務のうち同項第3号ハ及びニに掲げる事務は農産物流通販売推進室で所掌する」に改める。

第19条第1項第4号ホ中「県民文化課」を「県民文化スポーツ課」に改め、同号トを削り、同条第2項中「県土整備推進室」を「県土強靱化推進室」に改める。

第31条第1項の表村山総合支庁の項中「子育て支援・若者支援担当」を「子育て支援・若者活躍担当」に改め、同表最上総合支庁の項中「、普及担当」及び「、木材流通対策担当」を削り、同表置賜総合支庁の項中

保健福祉環境部	福祉課	管理担当、企画調整担当、指導担当、福祉担当		を
	環境課	環境企画担当、廃棄物対策担当、環境保全・自然環境担当		
	保健企画課	総務係、健康企画担当、医薬事担当	米沢市	
	生活衛生課	食品衛生担当、乳肉衛生管理担当、営業衛生担当	米沢市	
	地域保健予防課	保健支援担当、精神保健福祉担当、感染症予防担当	米沢市	

保健福祉環境部	保健企画課	総務係、企画調整・健康増進担当、医薬事担当	
	生活衛生課	食品衛生担当、感染症予防担当、乳肉衛生管理担当、営業衛生担当	
	地域保健福祉課	地域福祉担当、生活福祉担当、精神保健福祉担当	
	子ども家庭支援課	子育て支援・女性青少年担当、保健支援担当	
	環境課	環境企画担当、廃棄物対策担当、環境保全・自然環境担当	

に改め、同表庄内総合支庁

の項中

家畜保健衛生課	庶務担当、業務担当	東田川郡三川町
全国豊かな海づくり大会推進課	総務企画担当、式典担当、海上歓迎・放流担当	

を

家畜保健衛生課	庶務担当、業務担当	東田川郡三川町
---------	-----------	---------

に改め、同条第3項の表村山

総合支庁の項中「生活安全担当、消防防災担当」を削り、同表最上総合支庁の項中

森林整備課	森づくり推進室	森づくり担当、里山造林担当
-------	---------	---------------

を

森林整備課	林業・木材産業振興室	普及担当、木材流通対策担当
	森づくり推進室	森づくり担当、里山造林担当

に改め、同条第4項中「長井市

に」を「長井市に、置賜総合支庁保健福祉環境部保健企画課検査室を米沢市に」に改める。

第32条第1号中チを削り、リをチとし、ヌをリとし、同条第2号ニ中「（置賜総合支庁を除く。）」を削る。

第33条第1号中ユを削り、メをユとし、ミをメとする。

第34条第1号中「、福祉課」を削り、同号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同号ニ中「除き、」を「除き、子ども家庭支援課で所掌するもの及び」に改め、「及び子ども家庭支援課で所掌するもの並びに庄内総合支庁にあつては子ども家庭支援課」を削り、同号ニを同号ハとし、同号ホ中「除き、」を「除き、置賜総合支庁及び」に改め、同号ホを同号ニとし、同号ヘ中「最上総合支庁及び庄内総合支庁にあつては」を削り、同号中ヘをホとし、トをヘとし、チをトとし、リをチとし、ヌをリとし、同号ル中「除き」を「除き、置賜総合支庁にあつては保健企画課で所掌するもの」に改め、同号中ルをヌとし、ヲをルとし、同号ワ中「生活福祉課及び最上総合支庁を除く」を「地域健康福祉課及び庄内総合支庁に限る」に改め、同号中ワをヲとし、カを削り、同号ヨ中「村山総合支庁」を「生活福祉課及び置賜総合支庁」に改め、同号ヨを同号ワとし、同号中タを削り、レをカとし、ソをヨとし、ツをタとし、同号ネ中「こと（）」を「こと（地域健康福祉課及び）」に改め、同号中ネをレとし、ナをソとし、ラをツとし、ムをネとし、ウをナとし、キをラとし、ノをムとし、オをウとし、同号ク中「村山総合支庁及び最上総合支庁に限る」を「庄内総合支庁を除く」に改め、同号中クをキとし、ヤを削り、マをノとし、同条第2号ヌ中「及び」を「及び管理並びに」に改め、同条第3号イ及びロ中「、置賜総合支庁にあつては福祉課及び環境課」を削り、同号ハ中「（置賜総合支庁を除く。）」を削り、同号ヒ中「最上総合支庁に限る」を「村山総合支庁及び庄内総合支庁を除き、置賜総合支庁にあつては地域保健福祉課で所掌するものを除く」に改め、同号セ中「に限る」を「及び置賜総合支庁に限る」に改め、同条第5号中ヨをタとし、カの次に次のように加える。

ヨ 感染症に関すること（置賜総合支庁に限る。）

第34条第6号を削り、同条第7号口中「（村山総合支庁を除く。）」を削り、同号ハ中「こと（」を「こと（置賜総合支庁及び）」に改め、同号ニ中「（村山総合支庁を除く。）」を削り、同号ヘ中「に限る」を「及び置賜総合支庁に限る」に改め、同号チ中「こと」を「こと（置賜総合支庁に限る。）」に改め、同号ワ中「村山総合支庁」を「置賜総合支庁」に改め、同号ヨ中「村山総合支庁及び庄内総合支庁に限る」を「最上総合支庁を除く」に改め、同号タ中「に限る」を「及び置賜総合支庁に限る」に改め、同号に次のように加える。

ソ 公害に係る健康の調査及び対策に関すること（置賜総合支庁に限る。）

第34条中第7号を第6号とする。

第35条第2号中ヨを削り、タをヨとし、レをタとし、ソをレとし、ツをソとし、ネをツとし、ナをネとし、ラをナとし、ムをラとし、ウをムとし、同条第4号に次のように加える。

カ 小水力エネルギー農業利用促進事業に関すること

ヨ 荒廃農地等利活用促進事業に関すること

タ 山形県山菜栽培未収益期間管理費補助事業に関すること

第35条第9号を削る。

第36条第3号トを削る。

「第6節 商工労働観光部所管の出先機関」を「第6節 商工労働部所管の出先機関」に改める。

第134条の表中「学科新設担当」を「土木エンジニアリング科」に、

「学生指導担当」を

「学生担当」に改める。

第194条第2項の表山形県置賜保健所の項中「地域保健予防課」を「地域保健福祉課、子ども家庭支援課」に改める。

第199条の表中

「若者支援・男女  
共同参画課」

を

「若者活躍・男女  
共同参画課」

に、「商工労働観光部」を「商工労働部」に、

「観光交流課」を「観光立県推進課」に改める。

第200条第1項の表中

医療統括監	健康福祉部	上司の命を受けて医療の課題に関する事務を掌理する。
観光推進監	商工労働観光部	上司の命を受けて観光に関する事務を掌理する。

を

医療統括監	健康福祉部	上司の命を受けて医療の課題に関する事務を掌理する。
-------	-------	---------------------------

に、

技術戦略監	農林水産部	部長を補佐し、農業技術の課題に関する事務を整理する。
-------	-------	----------------------------

を

技術戦略監	農林水産部	部長を補佐し、農業技術の課題に関する事務を整理する。
森林ノミクス推進監	農林水産部	部長を補佐し、林業及び木材産業の課題に関する事務を整理する。

に、「商工労働観光

部」を「商工労働部」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（山形県屋外広告物審議会規則の一部改正）

- 2 山形県屋外広告物審議会規則（昭和36年4月県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「商工労働観光部長」を「商工労働部長」に改める。

（職員の駐在制度に関する規則の一部改正）

- 3 職員の駐在制度に関する規則（昭和41年3月県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「商工労働観光部観光経済交流局インバウンド・国際交流推進課」を「観光文化スポーツ部インバウンド・国際交流推進課」に改める。

（山形県公舎管理規則の一部改正）

- 4 山形県公舎管理規則（昭和43年4月県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「商工労働観光部産業政策課」を「商工労働部産業政策課」に改める。

（山形県貸金業法の施行に関する規則の一部改正）

- 5 山形県貸金業法の施行に関する規則（昭和58年10月県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「山形県商工労働観光部中小企業振興課」を「山形県商工労働部中小企業振興課」に改める。

（特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正）

- 6 特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年8月県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号及び第7条第3項第1号中「企画振興部県民文化課」を「観光文化スポーツ部県民文化スポーツ課」に改める。

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第23号

##### 地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則（平成15年4月県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「及び参事」を削る。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第24号

##### 地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則（平成15年4月県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「及び参事」を削る。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令

#### 山形県訓令第6号

庁 中  
出 先 機 関

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

平成29年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令

(山形県考査規程の一部改正)

第1条 山形県考査規程（昭和26年11月県訓令第35号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第11条第3項中「、観光推進監」を削る。

(山形県職員服務規程の一部改正)

第2条 山形県職員服務規程（昭和37年4月県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「商工労働観光部観光経済交流局インバウンド・国際交流推進課」を「観光文化スポーツ部インバウンド・国際交流推進課」に改める。

(農村地域工業等導入推進協議会規程の一部改正)

第3条 農村地域工業等導入推進協議会規程（昭和46年11月県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

第8条中「商工労働観光部工業戦略技術振興課」を「商工労働部工業戦略技術振興課」に改める。

別表第2中「交通政策課長」を「総合交通政策課長」に改める。

(職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第4条 職員の勤務時間に関する規程（昭和55年11月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「商工労働観光部観光経済交流局インバウンド・国際交流推進課」を「観光文化スポーツ部インバウンド・国際交流推進課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第7号

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

山形県職員被服貸与規程（昭和38年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表中		(2) (1)に掲げる訓練科以外の訓練科	作業帽	1	1	を 自動車科の職員に限る。
			作業服	2	1	
			作業ぐつ	1	1	
			ゴム長ぐつ	1	1	

山形駅西口拠点施設整備推進室	(2) 土木エンジニアリング科	ヘルメット	1	5	に改め、同表総合支庁の項 自動車科の職員に限る。
		作業帽	1	1	
		作業服	2	1	
		雨外とう	1	2	
		防寒衣	1	3	
		ゴム長ぐつ	1	1	
	(3) (1)及び(2)に掲げる訓練科以外の訓練科	作業帽	1	1	
		作業服	2	1	
		作業ぐつ	1	1	
		ゴム長ぐつ	1	1	
工事現場の監督及び検査の業務に従事する職員	作業服	1	2		

中「、福祉課及び地域健康福祉課」を「及び地域保健福祉課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第8号

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「職員に」を「所属職員に」に改め、「当該職員の勤務成績を判定の上」を削り、同項ただし書を削る。

第12条の2第2項中「第39条後段又は第40条第4項」を「第40条第7項」に改め、同条第3項中「職員に」を「所属職員に」に改め、「昇給日前1年間における当該職員の勤務成績を判定のうえ、」を削り、同項ただし書を削り、同条第4項中「職員」を「所属職員」に改める。

第13条の2第2項中「職員」を「所属職員」に改め、同項ただし書を削る。

別表第2中 「商工労働観光部長、観光推進監、次長、商工労働観光 | 産業政策課長  
部観光経済交流局長及び商工労働観光部付の職員」 を

「商工労働部長、次長、商工労働部付の職員 | 産業政策課長  
観光文化スポーツ部長、次長、観光文化スポーツ部付 | 観光立県推進課長  
の職員」 に改める。

別記様式第11号の3を次のように改める。

様式第11号の3

年 月 日付昇格の勤務成績調書

⑥			所 属								
職 名	氏 名	期 間	勤 務 成 績 の 評 価						懲 戒 処 分	作 成 者 の 意 見	備 考
			能 力 ・ 姿 勢 評 価		業 績 評 価						
		・ ・ から ・ ・ まで									
		・ ・ から ・ ・ まで									
		・ ・ から ・ ・ まで									
		・ ・ から ・ ・ まで									
		・ ・ から ・ ・ まで									
		・ ・ から ・ ・ まで									

職 氏名 ⑥

(注) 昇格の勤務成績調書記入要領

- 1 「期間」欄には、昇格させようとする日以前における給与規則第25条第2項第2号イに規定する能力に関する評価（以下「能力・姿勢評価」という。）及び同号に規定する業績に関する評価（以下「業績評価」という。）のうち、直近の連続した2回の能力・姿勢評価及び当該能力・姿勢評価の期間に対応する4回の業績評価の期間を「28. 10. 1 から 30. 9. 30まで」のように記入すること。
- 2 「勤務成績の評価」欄には、1の期間中の勤務成績を次のとおり記入すること。
  - (1) 「能力・姿勢評価」欄には、昇格させようとする日以前における能力・姿勢評価の総合評価のうち、直近の連続した2回の能力・姿勢評価の総合評価を直近のものから順に右欄から記入すること。
  - (2) 「業績評価」欄には、昇格させようとする日以前における業績評価の総合評価のうち、直近の連続した2回の能力・姿勢評価の期間に対応する4回の業績評価の総合評価を直近のものから順に右欄から記入すること。
- 3 「懲戒処分」欄には、昇格させようとする日以前1年以内に懲戒処分を受けた職員について、その時期及び処分の種類を「28. 10. 1～29. 3. 31 停職」のように記入すること。
- 4 「作成者の意見」欄には、当該職員の勤務成績を総合的に勘案するほか、部内職員との均衡等を十分考慮して昇格させることが適当かどうかについての意見を記入すること。
- 5 「備考」欄には、その他参考となるべき事項を簡潔に記入すること。
- 6 職氏名⑥は、この調書の作成者の職氏名を記入し、私印を押印すること。

別記様式第12号の2中「通知します。なお」を削る。

別記様式第13号の3を次のように改める。

様式第13号の3

年 月 日付昇給の勤務成績調書

⑩										所 属					
職名	氏名	期間	勤務しなかつた期間			備考	勤務成績の評価		上位 適用	昇 給 区 分					
			休職、病气特別休暇、 結核要療養休暇等	欠勤	計		能力・ 姿勢評価	業績評価		A	B	C	D	E	
		から まで	から まで	日	日	日									
		から まで	から まで	日	日	日									
		から まで	から まで	日	日	日									
		から まで	から まで	日	日	日									
		から まで	から まで	日	日	日									
		から まで	から まで	日	日	日									

職 氏名 ⑩

(注) 昇給の勤務成績調書記入要領

- 1 「期間」欄には、評価終了日（給与規則第38条に規定する評価終了日をいう。以下同じ。）以前1年間の期間（当該期間の中途において新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日から評価終了日までの期間）を「28.10.1から29.9.30まで」のように記入すること。
- 2 「勤務しなかつた期間」欄
  - (1) 「休職、病气特別休暇、結核要療養休暇等」欄には、1の期間内における次の日数の合計日数を記入すること。なお、休職、負傷又は疾病による特別休暇、結核要療養休暇、自己啓発等休業及び配偶者同行休業の期間中に勤務を要しない日又は休日が含まれていてもそれを除かない全日数を記入すること。
    - イ 休職の日数（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に起因するものを除く。以下ロからニまでにおいて同じ。）
    - ロ 負傷又は疾病による特別休暇の日数
    - ハ 結核要療養休暇の日数
    - ニ 負傷若しくは疾病により休職を命ぜられた者又は結核要療養休暇若しくは特別休暇を与えられた者が復帰後又は休暇後において、なお健康上普通勤務を困難とする場合に時間を単位として与えられる特別休暇の日数（7時間45分をもつて1日とし、端数は切り捨てる。以下(2)に規定する日数について同じ。）
    - ホ 自己啓発等休業の日数
    - ヘ 配偶者同行休業の日数
  - (2) 「欠勤」欄には、1の期間における給与条例第14条第1項の規定に該当する日数を記入すること。
  - (3) 「計」欄には、(1)及び(2)の日数の総計を記入すること。
- 3 「備考」欄には、1の期間中又は評価終了日の翌日から昇給日の前日までの期間に、停職、減給又は戒告処分を受けた場合にその旨を記入するほか、その他参考となる事項を記入すること。
- 4 「勤務成績の評価」欄には、1の期間における能力・姿勢評価及び業績評価の総合評価を記入すること。

と。なお、「業績評価」欄には、業績評価の総合評価を直近のものから順に右欄から記入すること。

5 「上位適用」欄には、4の勤務成績の評価により決定される昇給区分より上位の昇給区分を適用する場合に「○」を記入すること。

6 「昇給区分」欄には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める欄に「○」を記入すること。

- (1) 給与規則第40条第1項第1号の規定に該当する職員 「A」欄
- (2) 給与規則第40条第1項第2号の規定に該当する職員 「B」欄
- (3) 給与規則第40条第1項第3号の規定に該当する職員 「C」欄
- (4) 給与規則第40条第1項第4号の規定に該当する職員 「D」欄
- (5) 給与規則第40条第1項第5号の規定に該当する職員 「E」欄

7 職氏名<sup>④</sup>は、この調書の作成者の職氏名を記入し、私印を押印すること。

別記様式第14号の2中「通知します。なお」を削る。

別記様式第14号の4に注書として次のように加える。

(注) 勤勉手当の成績率区分を特に良好に該当させようとする場合は、対象となる職員の所属職氏名を記入の上、内申すること。

別記様式第14号の5に注書として次のように加える。

(注) 勤勉手当の成績率区分を特に良好に該当させようとする場合は、対象となる職員の職氏名を記入の上、内申すること。

別記様式第15号中

	調 整	発 令 級 号 給				
※次期昇給日の予定	調整期間		合 算 期 間		調 整 数	
	勤務期間					
	調整数の合計		発 令 級 号 給			

を

	調 整	発 令 級 号 給				
--	-----	--------------	--	--	--	--

に改め、同様式

の注書第3項中「一の昇給日から次の昇給日の前日まで」を「評価終了日以前1年間」に改め、同注書第4項中「給与規則第39条に規定する昇給、給与規則第42条若しくは第43条」を「給与条例第6条第1項」に改める。

別記様式第15号の2を次のように改める。

様式第15号の2

B・4・1  
人 号 外  
年 月 日

殿

人 事 課 長 印

復職時等における号給調整通知書

さきに内申のあつた号給の調整について、下記のとおり決定されたので通知します。  
なお、該当職員には貴職より通知してください。

記

所属職名	氏 名	決定級号給

附 則

- この訓令は、公布の日から施行する。
- 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における昇格に係る改正後の別記様式第11号の3の注書第1項及び第2項の規定の適用については、同注書第1項中「直近の連続した2回」とあるのは「直近」と、「4回」とあるのは「2回」と、同注書第2項第1号中「直近の連続した2回」とあるのは「直近」と、「直近のものから順に右欄から」とあるのは「右欄に」と、同項第2号中「直近の連続した2回」とあるのは「直近」と、「4回」とあるのは「2回」とする。

山形県訓令第9号

庁 中  
出 先 機 関

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程（昭和56年4月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1山形県交通安全対策会議の項充てる職の欄中「総務部秘書広報課広報室長」を「総務部広報推進課長」に改め、同表山形県石油コンビナート等防災本部の項充てる職の欄中「商工労働観光部長」を「商工労働部長」

に、「商工労働観光部の」を「商工労働部の」に改め、同表中

商工労働観光部各課長
------------

企画振興部企画調整課長 商工労働観光部各課長 農林水産部農政企画課長
--

を

商工労働部各課長 観光文化スポーツ部の観光立県推進課長、インバウンド・国際交流推進課長及び経済交流課長
企画振興部企画調整課長 商工労働部各課長 観光文化スポーツ部の観光立県推進課長、インバウンド・国際交流推進課長及び経済交流課長 農林水産部農政企画課長

に改める。

別表第1の2危機管理員の項充てる職の欄中「商工労働観光部観光経済交流局長」を削る。

別表第2総合支庁の項査察指導員の項充てる職の欄中「、福祉課」を削り、「福祉主査及び生活福祉支援専門員」を「課長補佐（生活福祉を担当するものに限る。）、生活福祉専門員、生活福祉支援専門員及び福祉主査」に改め、同表総合支庁の項老人福祉指導主事の項充てる職の欄中「、福祉課」を削り、「福祉主査及び生活福祉支援専門員」を「生活福祉専門員、生活福祉支援専門員及び福祉主査」に改め、同表村山総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室の項中

副主任	農業総合研究センター園芸試験場副主任
-----	--------------------

を

主任主査	農業総合研究センター園芸試験場主任主査
------	---------------------

に改め、同表最上総合支庁産業経済部

農業技術普及課産地研究室の項中

主査	農林大学校主査
----	---------

を

主査	農林大学校主査
主任主事	農林大学校主任主事

に改め、同表消費生活センターの項中

消費生活相談専門員	環境エネルギー部危機管理・くらし安心局くらし安心課消費生活相談専門員
消費者行政企画主査	環境エネルギー部危機管理・くらし安心局くらし安心課消費者行政企画主査

を

消費者行政 企画主査	環境エネルギー部危機管理・くらし安心局くらし安心課 消費者行政推進主査
消費生活相 談主査	環境エネルギー部危機管理・くらし安心局くらし安心課 消費生活相談主査

に改め、同表福祉相談センターの項中

置賜総合支庁保健福祉環境部福祉課長
-------------------

を

置賜総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課長
------------------------

に、

置賜総合支庁保健福祉環境部福祉課副主幹
---------------------

を

置賜総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課課長補佐
---------------------------

に改め、同表知的障がい者更生相談所

の項中 「庄内児童相談所児童心理司」 を

庄内児童相談所主任主事及び児童心理司
--------------------

に改め、同表高度技術研究開発セン

ターの項中 「所長 工業技術センター所長」 を

所長	工業技術センター所長
副所長	工業技術センター副所長（総務を担当するものに限る。）

に、

主任主査	工業技術センター主任主査
副主任	工業技術センター副主任

を

主任主査	工業技術センター主任主査
------	--------------

に改め、同表山形職業能力開発専門校

の項中 「副主任 産業技術短期大学校副主任」 を

主任主査	産業技術短期大学校主任主査
------	---------------

に改め、同表農業総合研究センター畜

産試験場の項中 「主査 農林大学校主査」 を

主査	農林大学校主査
主任主事	農林大学校主任主事

に改め、同表病虫害防除所の項中

総務主査	農業総合研究センター総務主査
------	----------------

を

総務専門員	農業総合研究センター総務課長
総務主査	農業総合研究センター総務主査

に、

副主任	農業総合研究センター副主任
-----	---------------

を

主任主査	農業総合研究センター主任主査
------	----------------

に改める。

別表第3置賜保健所の項総合支庁の組織の欄中「及び地域保健予防課」を「、地域保健福祉課及び子ども家庭支援課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。